令和６年度及び令和７年度

入札参加資格審査申請要領

[森林整備工事]

愛　知　県

**《はじめに》**

愛知県の発注する森林整備工事（地拵え、植栽、下刈、枝打、間伐等の森林施業）に係る競争入札に参加するには、資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、この要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いします。

なお、電子申請には対応しておりませんので、従来どおり紙の申請書により手続きをしていただきますようお願いします。

１　申請者の要件

　資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

　（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4(同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令　（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

**第167条の４**　普通地方公共団体は，特別の理由がある場合を除くほか，一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者。

（指名競争入札の参加者の資格）

**第167条の11**　第167条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

（２）　都道府県税（法人の場合は法人県民税、法人事業税及び自動車税、個人の場合は個人事業税及び自動車税）について未納の税額がない者であること。

（３）　国税（法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がない者であること。

（４）　「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年６月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

（５）　次のアからカまでのいずれかに掲げる専門技術者を雇用している者であること。

　　　　ア　技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（森林部門）

　　　　イ　一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（林業経営部門）

　　　　ウ　都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した次の林業作業士

　　　　　(ア)　基幹林業作業士（グリーンマイスター）

　　　　　(イ)　林業技能作業士（グリーンワーカー）

　　　　　(ウ)　林業作業士（グリーンオペレーター）

　　　　　(エ)　林業作業士

エ　林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成８年農林水産省令第25号）第１条第１項に規定する農林水産省が備える研修修了者名簿に次の区分で登録されている者（当該登録を申請中である者を含む。）

　　　(ア) 現場管理責任者（フォレストリーダー）

　　　 (イ) 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）

　　　　オ　あいち森と緑づくり森林整備技術者養成研修又は林業現場技能者育成研修の修了証の交付を受けた者で、森林整備作業の実務経験が５年以上の者

　　　　カ　森林整備の現場管理業務の実務経験が10年以上の者

（６）　次のア及びイに掲げる技術作業員（継続的に雇用され、専ら森林整備工事（施工

管理を除く。）に従事し得る者に限る。）をそれぞれ３名以上雇用している者であること（ア及びイに掲げる技術作業員は、同一の者でも差し支えない。）。

ア　「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年２月16日　　　付け基発第66号労働省労働基準局長通達）に基づく刈払機取扱作業者安全衛生教育を受けた技術作業員

イ　労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第８号に掲げる伐木等の業務に係る特別教育を受けた技術作業員

（７）　個人の場合は、入札参加資格審査申請書を提出しようとする日の属する年の前年

　　　 　分（その日がその年の２月15日以前である場合は前前年分とし、２月16日から３月15日までの間である場合は前年分又は前前年分とする。）の所得税につき青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第40号に規定する青色申告書をいう。）を提出している者であること。

２　申請の方法

　　競争入札に参加する資格の審査を受けようとする方は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を提出してください。

（１）受付期間及び受付場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 請 区 分 | 受　付　期　間 | 受　付　場　所 |
| 定　時　受　付 | 令和６年２月13日（火）から16日（金）までの午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで | 愛知県農林基盤局林務部森林保全課  　名古屋市中区三の丸三丁目１－２  　電話 (052) 954－6451 |
| 随　時　受　付 | 令和６年２月19日（月）から令和８年１月30日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和６年12月30及び31日、令和７年１月２日及び３日、同年12月29日から31日まで及び令和８年１月２日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで | 同 |

（２）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類の名称 | 説　　　　　明 |
| （１） | 入札参加資格審査申請書 | 別記様式（様式に示す添付書類を含む。） |
| （２） | 登記事項証明書 | 法人のみ必要（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書） |
| （３） | 身元証明書 | 個人のみ必要（本籍地の市区町村長証明のもの） |
| （４） | 登記されていないことの証明書 | 個人のみ必要（法務局が発行するもの） |
| （５） | 委任状 | 契約権限等を支店長等に委任する場合のみ必要（任意様式） |
| （６） | 納税証明書 | ア　都道府県税  申請する営業所の所在する都道府県の完納証明書（法人の場合は法人県民税、法人事業税及び自動車税、個人の場合は個人事業税及び自動車税に関して「未納がない旨」又は「滞納がない旨」の記述があるもの）  イ　国税  国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式に定める納税証明書（法人の場合は（その３の３）、個人の場合は（その３の２）） |
| （７） | 決算関係証明書類 | 法人の場合は貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は青色申告書の写し及び資産、負債の状況を明らかにした書類 |
| （８） | 入札参加資格審査の結果通知用封筒 | 封筒（長３）に110円切手を貼ること。 |

備考　 １　(1)から(7)までの用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

　　　２　(2)、(3)、(4)及び(6)は、鮮明なものである限り複写による写しでも差し支えないが、証明年月日が申請書提出日前３月以内のものを添付すること。

　　　３　提出書類は、とじ込まないで番号順にクリップで留めること。

（３）提出部数

　　　１部

（４）申請方法

　　　持参又は郵便等により提出すること（郵便等による場合は、（１）の期間中に（１）の受付場所に必着とする。

（５）申請する営業所

　　　申請は、愛知県と契約する本社を含むいずれか１つの営業所で申請してください。

３　資格審査

　　１の入札参加資格を満たすことを審査いたします。

４　結果通知

　　定時受付の場合は、令和６年４月1日付け（予定）で、その結果を申請者にそれぞれ通知します。

　　随時受付の場合は、令和６年５月登録からおおむね１月ごとに結果を申請者に通知します。

５　資格の有効期間及び更新手続

（１）競争入札参加資格の有効期間

　　　入札参加資格決定の日（定時受付の場合は、令和６年４月１日）から令和８年３月31日までとします。ただし、令和８年４月１日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

（２）有効期間の更新手続

　　　（１）の有効期間の更新を希望する者は、令和７年度以降に令和８年度及び令和９年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出してください。

６　変更等の届出

　　入札参加資格の認定を受けた者は、２の申請した内容に変更があったときは、速やかに、添付書類を添えて知事に届け出てください。

変更等届（参考様式）及び次の表の添付書類により提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　等　事　項 | 添　付　書　類 |
| １　商号又は名称（支店営業所を含む。） | 登記事項証明書（登記を要する場合のみ） |
| ２　所在地又は電話番号（支店営業所を含む。） | 登記事項証明書（登記を要する場合のみ） |
| ３　資本金（法人のみ） | 登記事項証明書 |
| ４　代表者の職名又は氏名 | 登記事項証明書（法人のみ）  身元証明書及び登記されていないことの証明書（個人のみ） |
| ５　支店長等の職名又は氏名（契約権限を委任されている者のみ） | 委任状 |
| ６　使用印鑑、ファクシミリ番号又は担当者名 | なし |
| ７　代表者から支店長等への権限委任 | 登記事項証明書（登記を要する場合のみ）、委任状 |
| ８　個人から法人への組織変更 | 営業が個人から法人に移行したことを証する書面及び法人の登記事項証明書 |
| ９　合併、営業権譲渡等による事業の承継 | 登記事項証明書及び合併、営業権譲渡等契約書の写し |
| 10　相続による事業の承継 | 相続関係を証する書面（戸籍謄本等） |
| 11　廃業 | なし |
| 12　専門技術者、技術作業員 | 資格、経歴、安全衛生特別教育の修了書等の写し |

７　資格の取消し等

　　入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）を３年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがあります。

（１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（２）競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（４）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に

　　虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（７）前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（８）入札参加資格申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

　（９）６により資格要件を満たさなくなった者

８　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者の取扱い

　　この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたものは、再度の競争入札参加資格審査の申請を行う必要があります。

９　その他

（１）入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることがあります。

（２）当該申請に基づく入札参加資格者名簿を公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

10　資格及び研修等について

　・　林業技士（林業経営部門）の認定について

　　　一般社団法人日本森林技術協会（旧称　日本林業技術協会）で資格認定、登録をしています。お問い合わせください。

　　　一般社団法人日本森林技術協会　　　　　電　話　03-3261-5281

<http://www.jafta.or.jp>

　・　林業作業士の認定について

　　　林業作業士の認定は、平成22年度で終了しています。

・　農林水産省の備える研修修了者名簿への登録について

農林水産大臣に対する登録申請が必要です。制度については、林野庁にお問い合わせください。

林野庁林政部経営課　　　　　　　　　　　電　話　03-3502-1629

* 県が実施するあいち森と緑づくり森林整備技術者養成研修については、平成30年度

　　で修了しています。また、その他の研修（林業現場技能者育成研修等）については、愛知県森林・林業技術センターにお問い合わせください。

　電　話　0536-34-0321　　　http: www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin-ringyo-c/

**《申請書記入の手引き》**

　記入内容や添付書類、申請時の説明などの申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。

　なお、申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

　また、証明書面は、入札参加資格者名簿の有効期限中は保管しておいてください。

Ⅰ　提出書類について(入札参加資格審査申請書除く)

　　各証明書等は、申請書提出前３か月以内のものにしてください。

　　権限を支店長等に委任する場合は、委任期間に、令和４年４月１日から令和６年３月31日を必ず含み、また、「見積及び入札に関すること」及び「契約締結に関すること」等の権限を委任した委任状を添付してください。

Ⅱ　入札参加資格審査申請書について

申請書表紙

【１】～【７】記載例

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| かぶ | しき | がい | しゃ | あい | ち | けん | せつ |
| 株 | 式 | 会 | 社 | 愛 | 知 | 建 | 設 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| あい | ち |  | いち | ろう |  |
| 愛 | 知 |  | 一 | 朗 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ０ | ５ | ２ | － | ９ | ６ | １ | － | ２ | １ | １ | １ |

１　経営内容

　・　(1)自己資本の額～(3)貸借対照表

　　　　　財務諸表等と整合させて記入してください。審査の際、照合いたしますので、不明なものについては電話で確認をします。金額は千円未満を切り捨てとしてください。

　・　(4)経営比率

　　　小数点以下第２位の数値を四捨五入して、小数点以下第１位まで記入してください。

　・　(5)年間実績額

　　　森林整備工事にかかる実績のみを記入してください。実績がない場合は０と記載してください。金額は千円未満を切り捨てとしてください。

２　森林整備工事の施工実績について

　・　内容が不明なものについては、審査の際に、電話で確認させていただきますので、その内容を説明してください。

３　従業員数の内訳等について

　・　(1)従業員数

　　　森林整備作業員の欄に専門技術者、技術作業員の人数を記載してください。

・　(2)専門技術員の状況

　　　①～⑥のいずれか１名以上を雇用していないと入札参加資格要件を満たさないので、ご注意ください。

　　　　⑤、⑥に関する経歴証明書等については、様式は任意のもので結構ですが、実務経験を必要とする業務に定めた期間以上従事していることを所属長等が証明するものとしてください。

なお、実務経験年数については、当該業務に従事した年を1年として数えてください。（1年を通して当該業務に従事している必要はありません。）

また、業務内容については、従事した年毎に具体的に記述し、要件とする期間以上従事していたことが分かるようにしてください。

・　その他

(2)～(4)について、欄が不足する場合は、申請書とは別に一覧表を作成し添付してください。

また、修了証等の写しは、本人の氏名、教育科目及び修了年月日に漏れがなく、鮮明なものとしてください。

**問い合わせ先**

〒460-8501　　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

愛知県農林基盤局林務部森林保全課治山グループ（県庁西庁舎４階南側）

電話　 052-954-6451 （直通）

FAX 052-954-6937

E-mail 　<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/>  
  
　（森林保全課のＵＲＬ）